

平成30年度 第1回いじめ対策審議会 議事録

- 1 開催日時 平成30年11月30日（金）13時30分～15時30分
- 2 開催場所 三重県勤労者福祉会館 職員研修センター第3教室
- 3 出席者
（委員）尾高委員、齋藤委員、世古口委員

（事務局）山口課長他7名
- 4 会議の公開・非公開 公開で実施
- 5 議事録

（事務局）

本日は、お忙しい中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日のご出席は、委員5名中3名で、三重県いじめ対策審議会条例第6条第2項により、会議が成立することをご報告いたします。

本日、小嶋委員、志村委員におかれましては公務の関係で欠席となっております。

ただ今より、第1回三重県いじめ対策審議会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、三重県教育委員会事務局生徒指導課長の山口と申します。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、事項書に沿って、進めてまいります。まず、開会にあたりまして三重県教育委員会教育長 廣田恵子からご挨拶申し上げます。

よろしくお願ひします。

（廣田教育長）

皆様、お忙しいところ、ご参集いただき本当にありがとうございます。4月に三重県いじめ防止条例を施行しました。その基本理念の中で、いじめというのは学校だけの問題ではなくて学校の内外でちゃんとなくなるようにしなければならないということ、それから2つ目は、いじめを傍観することがないようにということ、それから3つ目については子どもたちが主体的・自主的に行動できるようにしなければならないこと、4つ目には、社会総がかりでいじめを克服しなければならないということを謳っております。これで約8か月がたったのですが、

条例が県民の皆様に浸透したかというところまではというところもあるのですが、その中でも、今回いじめ防止応援サポーターというのを募集しましたところ、事業者の皆さん、ショッピングモール、ボウリング場、学習塾の方など、80事業者の方が、いじめ防止をとということで自分たち自身で主体的にやっという宣言していただいた状況になっております。いじめ防止フォーラムというのも4月と11月がいじめ防止強化月間ですので、11月1日に開催をいたしたところ、約1,100人の県民の皆さんにお集まりいただきました。もちろん、学校関係者も多く集まっていたんですけども、やっぱり、いじめはみんな克服していかないといけないという思いをさらに強くしたフォーラムであったと思っております。その中にはパネリストとして高校生の子供も達、スポーツ関係者、保護者という形でパネルディスカッションを行ったんですけども、子どもの意見では自分たちのプライドもあって、なかなか助けてくださいとは言にくいけど、大人がやっぱり気づいてほしい、日常の行動から気づいてほしいということもありましたので、本当にそうだなと私も思ったところでございます。引き続き大人ってというのが子ども達に、自分たちのことがどんな影響を与えるのかということもありますし、さっきの高校生が語ってくれたようにやっぱりこちらがちょっとした行動みたいなことや、あっと気づいたときに声をかけたりするかたちとして社会総がかりで県民運動として、いじめ防止に取り組んでいかなければならないということで、ますます、これからも意を強くしながら全力で取り組んで行かなければならないと思って、今回はですね、事項書にあるように、三重県いじめ防止基本方針の改定ということでご審議をいただきます。これまで2回、いじめ問題対策連絡協議会において意見交換を行い、それから、市町教育委員会等からも意見を頂戴いたしました。今日は、その改定案をお示しして、皆様からご意見をいただいて、31年1月の改定をめざすということを進めていきたいと思っております。本当に忌憚ないご意見を頂戴できればと思います。それぞれの専門的なお立場からですので、私たちが気づかないところをたくさんいただけるということで、限られた時間ということもありますが、本当に今日はどうもありがとうございます。

(司会)

ありがとうございました。

廣田教育長は、公務の都合により、ここで退出いたします。

本日の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、事項書の他に、資料1から資料7、参考資料が1から4です。不足等ありましたらお申し出ください。

また、本日のこの審議会は公開で行います。また、記録のため、録音をさせていただきますので、ご了承ください。

続きまして、本日ご出席の委員の皆様のご自己紹介に移りたいと思います。資料1として、机上に名簿と座席表がございますので、そちらをご覧くださいながら、自己紹介をお願いいたします。

齋藤 洋一委員から座席順にお願いします。

(齋藤委員)

精神科医をつとめています齋藤でございます。以前から、こちらの審議会の委員として携わっておりました。よろしくをお願いいたします。

(尾高委員)

弁護士の尾高健太郎と申します。齋藤先生と私はこの審議会の立ち上げのときから、関わってきました。今日は欠席の方もおりますが、実りのある議論をしていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

(世古口委員)

皆さん、こんにちは。三重県社会福祉士会で今、成年後見を担当しています。あと、地域では明和町の市民活動、開かれた現場なんですけど、その市民活動ということでサポートしています。

(司会)

それでは、引き続き、本審議会の会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。選任につきましては、資料2の「三重県いじめ対策審議会条例」第5条に基づきまして、委員の皆様のご互選により選任いただくこととなっておりますが、いかが取り計らいいたしましょうか。

ご意見がないようでしたら、事務局原案をご提案させていただいてよろしいでしょうか。

では、会長には、尾高 健太郎委員、副会長には、齋藤 洋一委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ご異議がないようですので、お二人には会長及び副会長に就任していただくということで、お席の移動を尾高会長、よろしくをお願いいたします。

会長、副会長から一言ずつご挨拶をいただきます。

(尾高委員)

自己紹介に続きまして、本日会長に選出されました尾高健太郎です。よろしくをお願いいたします。いじめの問題というのは発見出来ているものから、発見できていないものまで、日々発生していて、これは、子どもというのは日々成長する

ものでございまして、小さいいじめでも見すごすことのないように現場の教員の方々には頑張って日々研鑽を積んでいただきたいと思いますし、我々もその対策というのを準備していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(齋藤委員)

私は精神科医という立場から、この審議会を進めるにあたりまして、会長を支えていきたいと思っています。

(司会)

ありがとうございました。

以降の議事につきましては、尾高会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(尾高委員)

それでは、まず、報告の(1)本県の公立学校におけるいじめの状況について、事務局より説明をしてください。

(事務局)

資料3と資料4の説明

(尾高委員)

どうもありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありましたが、県内のいじめの状況についてですけど、この時点で何かご質問等ございませんか。

(世古口委員)

すいません。資料3の1ページの4番、いじめの発見のきっかけというところで、全国的に比べて低かったとおっしゃっていましたが、何か要因はあったのですか。

(事務局)

はっきりしたことは、わからないのですが、ただ、いじめを認知する割合としては、担任であるとか、関係者であるとか、全国版における数を見てみるとやや低いんですけど、いじめを相談するところは担任が多いんです。何故か、三重県の場合、相談者としては担任が、全国とはそんなに変わらないというところで、ちょっと、先程の質問にはっきりとしたお答えをすることが難しいんですけど、

状況的には、そのような状況であるということで、ちょっとご理解いただけたらなと思います。

(齋藤委員)

資料4ですが、新年度のいじめの認知件数ですね、昨年と比べるとかなり多く、中学校が変わらないですが、小・高と特別支援、いずれも、かなり増加しているのですが、これについて少しわかっている状況を教えてください。

(事務局)

これは、国の方のスタンスがありますけど、いじめってどんな小さなことでも些細なことでも積極的に認知をする、早く認知をして早期に対応していくということが一番大事なことだというふうに言われておまして、これは、全国的な流れですし、本県の方もですね、そういう考え方に沿って、積極的に正確に認知をしていきたいと思いますということをこれまでもいろんなところに行って、周知をしてきておまして、ただ29年度の調査、国の調査が終わったときにです、その前の年よりも、かなり認知件数が減ったので、本県としては、少し危機感を持ちまして、やっぱり尾高会長が最初に対処法と言われたように、見すごしている部分があってはならんというふうに思いますので、できるだけそのアンケート調査だけでなく、普段の子ども達の様子を見ていただいて、おかしいなと思うようなことがあったら声をかけるとか、よく観察をしてもらうようなことが大事だというようなことを、改めて昨年度の下半期に、市町教育委員会の生徒指導担当者会議であるとか、学校の担当者の研修会等で、そういうようなことを積極的に周知していったというところがあります。それから、本年4月に、いじめ防止条例ができましたので、そういうところでも合わせて積極的な認知であるとか、そういったことを大事だと繰り返し繰り返し、学校現場に伝わるようにしてきたというふうなところがあって、そういうところが影響して認知件数としては、増加しているのかなというふうには見ております。

(齋藤委員)

この数字ですけども、全国で、パーセンテージで、小学校に対して、中学校に対してもあるんですけど、全国の認知に対してどうかというのは。

(事務局)

全国的に見ると、まだまだ認知件数としては、三重県はまだまだ低い現状です。29年度に、1000人あたりの認知件数12.0件というふうになりましたけど、全国的な1000人あたりの認知件数というのは30.4件が平均ですので、

それに比べると三重県はやっぱり低いというわけです。

(齋藤委員)

それは小中高とトータルで、学校種別にもそんな感じですか。

(事務局)

そうですね、だいたい同じような傾向になります。

(齋藤委員)

3分の1というのはかなり低いですよ。

(事務局)

そうですね。理由としては、やっぱりはっきりしたことは、まだわかりませんが、そういう状況であるということも合わせて、学校現場に届くようにできる限りどんなことでも小さなことでも、子ども達の変化に気づいて、アンテナを高くして、もしかしたら、いじめではないかというような見方をしながら、見てほしいというようなことを、繰り返し、繰り返しこれまで出てきておりますけど、ここも、そういったことを言っていきたいというふうに思います。

(齋藤委員)

学校の取組の状況ですけど、ここは、88.1%と低いんです。特別支援77.8%、非常に低いということです。このやっていることはいいんですけど、自殺の別の会でもやっているのですが、やっていないことに関してどういう指導とか、100%でないダメなんです。どういう指導をされているのかと思いまして、市町の教育委員会はいくつあるんですか。

(事務局)

29です。

(齋藤委員)

だから、研修をしていないところが9市町もある。条例ができたのにもかかわらず、インターネットに関しても5市町です。やっていないというのは、やっぱりよくないです。ですから、当然、教育委員会は先にすべきでしょうと言います。それに対して、どうこれからご指導いただくのかちょっと教えていただきたい。

(事務局)

そうですね、まず、子ども達が、主体的に考えてやっていくという活動の支援についてなんですけど、わりとこう小学校なんかは、教育課程上しやすいというか、時間的な活動の幅がとりやすい校種であると思うんですけど、高等学校になると、教育課程がきっちり決まっているので、なかなか時間が持てないというところがあったりします。そういう現状があるんですけど、そうはいえども児童会とか生徒会を中心に主体的な活動の取組を、これまでも学校現場に届くように指導はしてきているんですけど、ここも、校長会であるとか生徒指導の担当者会議というのを毎年毎年、年に何回かやっていますので、そういったところで繰り返し、またそういう大切さを訴えていきたいというふうに思っております。それから、市町教育委員会に対してですけども、研修会の開催等については、市町教育委員会の規模であるとか、体力的なそれぞれの違いもあつたりするので、一律にそれを求めていくのもちょっと難しいところはあるんですけど、小さな自治体については、県の方で主催するような研修に合わせて出てきてもらうとかいうようなことを支援しながら、お願いをしていきたいと思っております。県の方は、一律にやりなさいというのはちょっとなかなか難しいところがありますので、そういうところで、県の方で支援を入れながら、なんとかすべての学校の先生方に届くようにしていきたいというふうに思っております。

(齋藤委員)

ありがとうございました。やっぱり、県の方では、いろいろ指導されているんですけど、それが、目標とする数字として100にならないと意味が無いんです。言っているだけでは、全く意味がない。だから、やっぱりやっていないところをこうだからうちはできません、というのではなく、もっと、100%に近づけるように具体的にお考えいただいて、来年はすべて100だとそういう意気込みで、やっていただければいいのではと思います。やっているところはいいんですが、やっていないところにどうアプローチしていくか、というところでもよろしくお願ひいたします。

(尾高委員)

私の方から2点、お聞きしたいのは、実は齋藤先生の意見と重なっているのですが、まず1つ目はレジメの1の概要のところからです。齋藤先生もお聞きになられていた全国のいじめの認知件数の平均が、30件くらいとお聞きして、それに対して、今分かれば教えていただきたいんですけど、やっぱり平成29年度28年度も、全国の認知件数の一位はやっぱり京都とか宮崎くらいだったと思うんですけど、そういったところがやっぱり突出しているわけですか。

(事務局)

そうですね。宮崎、京都と。このあたりは、かなり高くなっております。

(尾高委員)

では、ちょっとろ覚えなんですけども、1000人あたり80件の件数ではなかったでしょうか。

(事務局)

29年度については宮崎については100を越えておりました。

(尾高委員)

わかりました。ありがとうございます。それから、次に3ページ目の表の4のところですが、アンケート調査の実施の状況について、いじめを認知していない学校というのが、小学校で51校、中学校21校、高等学校で19校と、まあ結構な割合で、そのいじめが0件だというふうに、集計している学校があるということのようですけど、学校の規模にもよるかもしれませんが、やはり、その年間を通じて0というのは、ちょっといかなものなのかと思うので、ここらへんが三重県はいじめの認知件数が、のびない原因なのかなと思うのですが、こういった、いじめはありませんという学校に対して、何か本当にそれでいいのかという様な、何か結果を聞き返すようなことということはされているのですか。

(事務局)

はい、県立の場合は、うちの方から、各学校に対して0という学校にもう一度確認をしております。それから小中学校については、市町教育委員会にうちの方から、直接学校の方に聞くことができませんので、こういう学校が何件かあるので、それで本当にいいのか、確認を入れているということと、それから0の学校については、一応、本当に0かどうかという検証をする意味で、例えば保護者や地域、それから学校によっては違うと思えますけど、学年、学校の集会とかいうところで、子ども達に対してうちの学校としては、いじめの認知件数は0であるというようなことをきちっと伝えて検証するように、国の方から言われておりますので、そういうことをどの学校に対しても求めているという状況です。

(尾高委員)

はい、ありがとうございました。他に、ただいまご説明がありましたいじめの状況についてのご質問は、特によろしいでしょうか。では、次に協議事項1の三重県いじめ防止基本方針の改定案についてというところに移りたいと思います。

まず、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

資料5から資料7の説明

(尾高委員)

どうもありがとうございました。ここの説明をふまえて協議をするということなのですが、配付された資料の中の三重県いじめ防止基本方針の改定案にかかる意見提出用紙というのがあって、ご意見の内容というのがあるのですが、これは。

(事務局)

それは、今日、欠席の志村先生からいただいたご意見でして、ちょっと参考のために置かしていただいたということですので、それについては、また後でそれを踏まえてと思っておりますので、今日、ご出席の皆さんからご意見をいただければというふうに思っています。

(尾高委員)

わかりました。前提のお話なんですけど、資料5の1ページ目ところからこれまでの経緯というところで、改定のこれまでの経緯(1)のいじめ問題対策連絡協議会からの意見がこういうふうに出てると、(2)のところでは11月5日の意見が出ていたということなんですけど、これらの意見というのは基本的には現状で、今私たち委員の手元にある資料には、一応反映されていると考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、基本的にはそういうような形で今まとめているというようになるところになります。

(尾高委員)

わかりました。ありがとうございます。では、その前提として協議をしていただきたいと思います。先生方、ご意見がおありの方は。

(齋藤委員)

あまり時間がないんですけど、精神科医の見地から申しますと、いじめから自殺を考え鬱になって自殺に至ってしまうことが、十分想定されるわけで、メ

メンタルヘルスの視点が、ここに網羅されていないです。そのことをしっかり入れていただきたいと思います。それで、連絡協議会の中に、精神科医が全然入っていない。これは、ちょっとよくないです。やはり、心理士の先生と精神科医とは視点が違うので、やはり精神科医の委員さんも、どなたか入れていただきたいというふうに思います。それで、この3ページ、3の(3)ですが、メンタルヘルスの研修もしっかりして、いじめとメンタル、あるいは自殺、これは表裏ですので、しっかり、そういう観点を入れていただきたいし、この下の心理福祉等はいいいんですけれど、やはり、ここにも、やはり精神科医を入れておく必要がありますので、そこをお願いしたいと思います。後、次のページの4ページの(4)、以前、学校のネット被害、ネットに関してはそういう委員会があって、いつの間にか無くなってしまったんですけど、高校生のSNSの被害等が、もちろん増えていっているわけですので、会を復活していただいてインターネットをどう活用するかとか、正しい活用の仕方とか、きちっと、ここに精神科医と書いてありますけれど、もう一つの委員会も立ちあげたら、というのが提案なんですけれど。関連していることで思います。それから、そのいじめをなくすには、後手後手ではなくて、いじめイコール恥ずかしいことだと、いわゆるカンニングとか、物を盗ったりとかは当然恥ずかしいことだと、絶対ダメだという、そういうそれぐらいの意識、それと同じレベルの意識を持つべきだと思いますので、やはりそういう啓蒙、プロパガンダを、もちろん教師もそうですけれど、生徒自身が、小さいうちからそういう文化、いじめイコール恥ずかしいことという文化を小さいうちから学ぶという、そういうことが必要なので。先程、何度も言いましたけれど、全然やっていないこともまだ残っておりますので、全く話にならないことです。だから、教師はもちろんですが、保護者とか地域の方も含めて広報を、例えば、そこで講演会をするとか、何らかの広報をするとか、いろいろ方法はあると思いますけれど、やはり、プロパガンダ、広報そういうものに対してより具体的な記載をしていただけるとありがたいと思っています。ちょっといろいろ出させていただきました。以上です。

(尾高委員)

世古口先生。

(世古口委員)

2点あります。先程の資料5の3で、真ん中の3の(2)のイなんですけれど、相談体制の充実及び周知で、何故周知を除いたのかということが気になったのです。相談窓口があるということ、充実は勿論なんですけれど、伝えていくことも大事であるところ、ちょっと思ったので、何故消されたのかと思ったのと、はじめに

送っていただいた資料の中の10ページ、この資料6で言うと9ページの34行目の最後の加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましいというのは、ちょっと弱いかなと。もっと定めることが必要であるという形で。私は、勿論被害者もすごくケアしていくことは大事なことだと思うんですけど、やはり加害児童についても具体的に、ご本人が気づいてない人もあるかもしれないけれど、気が付いたときに、自分が本当に大変なことをしてしまったんだといった時に、やっぱり加害者に対してもしっかりとどのようにケアしていくのかということも大事なかなと、望ましいではちょっと弱いかなと思いました。

(尾高委員)

ありがとうございます。今の世古口委員からの話で、まず資料5の3ページのところです。3の(2)のイのところの相談体制の充実及び周知の及び周知を削られた意図が何かおありであれば、お答えをお願いします。

(事務局)

はい、私のちょっと説明不足だったのが、申し訳ないと思っているんですけど、実はですね、当初は、相談体制の充実及び周知のイで、示していこうと思っていたのです。資料6の7ページの(5)のいじめの防止等のための啓発活動というところがありまして、ここに周知の部分は集約しようということで、相談体制の充実は、そもそも先程のイで表して、補足は7ページに集約していくことで下の3行なのですが、また、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる窓口及び関係機関と連携を図り、いじめからの救済に関する制度等について広報啓発を行うものとする、ということで窓口も、この広報啓発活動するということに、ここで集約をしまして、その下の注釈で、今、県の方で、こういうような相談窓口がありますということ※3で示しておりまして、そういったところをこの方針でも啓発を兼ねて表していこうということで、記載が重ならないようにとの意図で、充実は充実、それから周知については啓発活動の中で、言っていこうと分けて書いたということです。そういう訂正をしたことで申し訳なかったのですが、そういうことです。

(尾高委員)

ありがとうございます。

(世古口委員)

でも、啓発活動というのは、多くの方に啓発を行うということで、勿論大事な

ことだと思っておりますが、相談体制というSOSを出したいと何か困っていることを、そういうところがあるんだよという周知というのは、また違うのではないかなと思ったので、周知をそのまま残したほうが、要するに本当に悩んでいる、困っている子どもたちにとって、どこに言ったらいいか、常にくどいくらい言っていくという形が、必要かなと思って、啓発活動と相談体制とは意味が違うのではないかなと思ったので、残された方がいいかなと思いました。

(尾高委員)

世古口委員が、今お話になった周知という言葉はどこに入れるかも検討していただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、齋藤先生からのご意見があったところと、実は私も齋藤先生と同じような問題意識をちょっと持っていますが、資料5の3ページの下あたり、いじめの防止等のために人材登用という点で、精神科医を登用してほしいとのことです。私もその通りかなと思います。精神科医の先生が、お忙しくてなかなか来てくれないことはないでしょうけど、みなさん大変だなと思うのですが、やっていただければなとも私も思います。そこでメンタル面がすごく大事だということで、メンタル面の知識とか、教育現場への知識の認知というか周知というか、それが大事だと思います。それとメンタルは、いわゆる自閉症スペクトラムとか、そこらへんも含めてということなんです。

(齋藤委員)

発達障がいの子供生徒の方はいじめられやすいとか、干渉対象になってしまいがちです。そういうことをやはり、現場の教育者として、認識して対応、早期対応していく。ほかに、感情的に外に出しにくい、そういう方、あまり自分でしかないことも多いですから、対象になりやすいですし、精神状態、不安定な方、ちょっと気になる言動も多いですから、そういった方に対して、やはり教育現場はきちっと早期発見をして、そして場合によっては、薬物治療と結びつけないと多分だめです。ですから、医者でなくてはできなくて、そのあたりをやはり治療まで、きちっと結びつけるという形で、やはり学童、中高におきましても、自殺の方もちょっと28年、29年ちょっと右に上がったんですが、27年、28年は増えているんです。確かに、28年29年は、今日、持ってきていないんですが、減ってはいないので、きちっとそこで結びつけていけば、そういう方も必ず、何か助けることができると思いますので、メンタルヘルスがやはり大事です。逆に、加害者においても、それは言えるかもしれないです。ですから、非常にメンタルヘルスを理解し、これをより充実させていかなければ、被害者加害者共に減っていく、いじめも減っていくと、そして、自殺の数も減っていくという

ふうに考えます。

(尾高委員)

そうなのかなと思って聞いていましたが、どこにお書きいただいたか忘れたんですが、その加害者と被害者が、入れ替わり立ち替わりかかわって、いじめができていくことがあるということが書いてあったと思ったんですが、今日持ってきていないのですが、確か発達障がいの方の研究で、やっぱりここまで発達障がいのない方とある方と分けるのもおかしいのですが、そういった障がい特性のある子どもは、どうしても加害にも被害にもなりやすい経験が普通の人より多いというデータにも出ておりますけど、今の特に小中学校の現場は、教員の方の発達障がいに関する研修とかは、もうひとところと比べて飛躍的に多くなっているから、みなさん知識が非常に豊富だと思うのです。なので、逆にせつかなので、この基本方針も改定するに当たっては、どこかでそういったことも盛り込んで、そういった研修をきちんと行い、周知に努めて、齋藤先生と同じ文脈ですけど、謳ってもいいのかなというふうに私も思います。

それから、齋藤先生がおっしゃられた資料5の4ページの一番上の(4)のあたりだと思うのですが、インターネット、SNS等を用いたいじめ、そのための教育をきちんとやってほしい。そのための組織もきちんとできれば立ち上げてやってもらえればというお話でした。その情報モラル教育というところで、ネット啓発講座、私もいじめの研究をいろいろしていて、正直一番身近で、且つなかなか入っていけないのは、このSNSとかネットを用いたいじめだと思うのですが、現状で確かサイバーパトロールを実施しているというようなお話があったと思うのですが、それ以外に子どもたちのネット教育、そういうのを何か具体的にSNSとか用いたいじめとかについて、今行われている対策というのがありますか。今、わかる範囲で教えていただきたいのですが。

(事務局)

まず、一つはネットパトロールということで、ネット上の書き込みに対して、問題があるものについては、検索をかけてもらって報告をいただいて、該当の学校に報告をして、指導をするというようなことが、まず一つ、取組としてあります。それから、SNSに限ったことではないですが、子ども達がアンケートみたいな形で質問に答えることによって、インターネット上の子ども達の利用についてスキルアップを図るといようなネットスキルアップという取組も学校現場でやっています。アンケートは2回するのですが、1回目と2回目で、習熟度を見ることができるとい取組を学校現場でもらっています。それから、子ども達だけでなく、保護者の方へも当然そういう啓発も必要だということで、

保護者の方に講習を受けてもらい、講師として保護者が保護者に対して、啓発をするというネット啓発リーダーさんがいて、そういう方がニーズに合わせて、学校のPTAの集まりであるとか、学級の集まりであるとか、そういったところにトラブルのこととか、正しい利用の仕方というようなことも含めて、啓発をする場面があります。大きく、この3つということになると思います。

(尾高委員)

ありがとうございます。最終的には、もう何年も同じように議論していると思うので、結局は教育を施すしかない、今のところなっているのです。

(齋藤委員)

県の委員会でネットのありましたよね。何年間か出ていたのですが、自然になくなっちゃったんですけども。ようするにネット依存症とか、それも非常にメンタルに影響しているのです。ネット依存の強い人は睡眠不足になって鬱的になって、学校の成績が悪くなって、そういうのを調べたこともあったと思うんですけど、そういうのは、今ないのですかね。

(事務局)

私は、その委員会の存在がちょっとわからないので、申し訳ないのですが、これは教育委員会の方で、そういうような組織があったのでしょうか。いわゆる福祉関係の方の部局の方であったのかというのは、どちらかわかりますか。

(齋藤委員)

教育委員会でした。小中の学校でアンケートをとって、いろいろやっていたというふうに思っているのですが。もう一度、きちっと、立ち上げていただいて、ネットはネットできちんと仕事としてデータを取って、今はどうかとか、どういうことか聞くのも、比較できるような組織をもう一度復活していただくとか。実際、何遍も言いますが、高校生の場合、ネットとかSNSとかのいじめが増えているのですから、ネット依存症の問題も大きな問題だと思いますし、ここの相談もますます増えていくと思いますし、何故やめちゃったのかわからないですけど、数年前まで、僕、2、3年出てたのですが。それをもう一度、検討してください。

(尾高委員)

ありがとうございます。結成は、また教育委員会さんで検討していただくという事でお願いします。

(事務局)

その辺は、経緯もわからないですので、こちらの方で一応確認をさせていただこうと思います。それが、教育委員会の方として、そういう組織があって、これまでそういう検討委員会が、何回か開催をしてきたかどうかということも含めて、少し確認させていただいて、そういうようなことについては、財政上の裏付けも必要になってきますので、今後、ちょっと確認をさせていただいた上で、ご相談をさせていただくこともあるかもわかりませんが、一旦ご理解いただきたいと思っております。

(尾高委員)

少なくとも、ここで行っている協議というのは、行政機関の外部の諮問機関という位置づけだと思いますので、必ずしもここで出た意見を反映させなければいけないというものではなくて、ここで出た意見を参考にさせていただければよいという性質性格のものだと思いますので、ここにいる委員から協議をすることで、我々はこの言葉を変えようというわけではありませんので、そこら辺は教育委員会さんの方でいろいろお考えいただければいいことだと思います。

あと、いろいろな話しに前後しているのですが、先程世古口先生がおっしゃられた資料6の9ページの下から5行目くらいのところです。加害児童生徒が、抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましいと。望ましいという程度に留めているのは、何か理由はおありでしょうか。それとも、特段その強い表現ではなく、この程度でいいとのご判断なのか、お答えくださいますか。

(事務局)

ちょっと、お待ちいただいてよろしいですか。

(尾高委員)

では、探していただく間に、私の個人的な考えですが、いじめの問題というのは先程もお話ししたように、被害と加害の児童生徒が入れ替わるというのはよくあることでして、被害の子に寄り添うべきだ、あるいは加害の子も問題を抱えているので、単純に割り切れるものではないと思ひまして、問題行動という点では、加害被害関係なく、その子の抱える問題をやはり考える必要があると思ひますので、どのような対応をしていくのかということは、やはりきちんと考えておく必要はあるかなとは思ひます。ただ、確かに子どもの抱える背景というのは千差万別ですので、なかなかそのどう対応するのか、方針まできちんと決めておくというのは難しいとちょっと思ひたのですが、どうですか。

(事務局)

実は、これは国の基本方針の方から引用している表現でして、今日、参考資料としてお渡ししています国の基本方針の25ページ、参考資料の3番、いじめ防止等のための基本的な方針があると思うのですが、25ページに同じように記載されていまして、それを県の基本方針に引用しているのですが、実は29年3月、この国の方針が変わりまして、それで変わったところを県の方にも反映をしていきたいというところから、そのまま引用しています。25ページの7行目、いじめの加害の児童生徒に対する成長支援観点から、加害児童生徒の抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが望ましいということで、国の基本方針に書いてあり、そこを引用していることと、それから先程、尾高会長がおっしゃられたように、なかなか加害生徒に個別に具体的な対応方針は本当に様々で、一律に書くことも難しいというところもあり、定めるところまでは、学校現場として少し厳しいこともありまして、望ましいというように、国と同様に記載しているところです。

(尾高委員)

わかりました。今のところもすぐ下の資料6の9ページの下に、PDCAサイクルを盛り込んでいくということをつまみ方針、基本方針を定めておいて、それを必要に応じて直すというようなことが実際されていると思いますので、いろいろ試行錯誤をしながら、やっていけばいいのではないのかと私は思いますけれど。世古口先生、よろしいでしょうか、何かご意見ございますか。

(世古口委員)

あの、本当にいじめが子どもの問題だけでなく、やはり生活背景といった子ども自体が抱えるだけではなく、いろんな活動において、やはり背景をみていく、一概には確かに定めることは難しいとは思いますが。ただ、できたら、でも、やはりできるだけそういうことを望ましいとは弱いような気もしたので、出来たらもうちょっと良い表現がないかと思いました。

(尾高委員)

ありがとうございます。また、私どもの意見として考えていただければと思います。

あと、私の方からなのですが、資料6の6ですけど、(4)のすぐ上で、スクールロイヤーという言葉が入っているのですが、今年度からスクールロイヤーを始めたということで入れていただいたと思うのですが、これは、来年以降はちょっとどうなるのかわからない制度ではないかとちょっと思いまして、教育委

員会さんがこれを県の教育委員会として、責任を持って進めて行くんだという決意を持って入れていただけるのであれば、それはありがたい話だと思うのですが、ここで入れてしまうのも、ちょっと拙速なのではないのかという気もいたしますので、ご検討をいただいた方がよろしいのではないかと思います。いかがですか。

(事務局)

いじめ防止対策連絡協議会の方に出ている弁護士の方に、これはご意見をいただいたことなのですが、弁護士会としてもスクールロイヤーの制度に対して全面的にバックアップするという意気込みの中でやっているとお話を聞かせていただいて、スクールロイヤーという表現をどこかに入れてもいいのではないかとのご意見を踏まえて、入れたところですので、確かに先生のおっしゃられるように、これも体制として裏付けが必要になってくる場所でもありますので、そのあたりについては検討させていただきたいというふうに考えております。

(尾高委員)

何年か経ったら、そういうものもあったという話しにならないように、慎重に対応をしてもらいたいと思っています。

あと、質問ばかりで申し訳ないのですが、私は先程の齋藤先生のお話とまた同じような問題意識なのですが、いじめの問題は心理と精神医学の考え方もどうしても必要になる分野となっています。特に、このいじめの定義そのものが被害意識、被害者の心身の苦痛、被害者に及ぼす心身の苦痛というのが条件になっていますので、苦痛を推し量るには、そういった心理学の知識になると思うので、その意味でスクールカウンセラーさんの導入は頑張ってもらいたいと思っていますのですが、現状で小中学校も含めてですが、県内全域に一応制度として設置はもう進んでいらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

すべての中学校区にスクールカウンセラーさんの配置は、三重県としてしているという状況です。

(尾高委員)

数が足りないのではないかと、という話しをよくお聞きするのですが、その点についてはいかがですか。

(事務局)

運用の時間というのは、やはり十分でないところもあるかと思いますが、毎年毎年、見直しながら学校現場の様子等を把握し、最大限出来る範囲の中で県としても頑張っていきたいという状況でやってきているところです。

(尾高委員)

そうですね。今の点と一番最初のお話のところに戻るのですが、スクールカウンセラーさんは、臨床心理士さんが就かれることが多いと思うのですが、誤解を生じるとあまりよくないのですが、臨床心理士さんでは対応がちょっと難しいと、それは精神科医の方に、心療内科医の方に、お医者さんにつなげなければいけないような事例だということが実際にはあるのではないのでしょうか。このスクールカウンセラーさんとお医者さんとの連携は、その制度としてできあがっているものはあるのですか。

お答えが難しいければ、私の方から意見として申し上げたいのは、やはりカウンセラーさんだけで、抱えこんでしまうということのないように、スクールカウンセラーさんが精神科医や心療内科の先生という医学の専門家の方にきちんと相談出来るような体制をやはり作ってもらう方が望ましいというふうに思っています。予算の制約もあると思いますが、そういった体制はいずれ、今すぐに、これやれ、あれやれということは、難しいことかもしれませんが、将来的にはぜひ考えていただきたいということを、私は結構、審議会が始まった当初からこの連携をちゃんとやってほしいとお話を何度も申し上げていますので、ちょっと考えていただければと思います。ここで齋藤先生いかがですか。

(齋藤委員)

私もそれを今、申し上げようと思っていました。臨床心理士さんはカウンセリングはしますが、薬とかは使えないです、医者ではないので。やっぱりきちんと薬物治療をしないと良くなれないという子がたくさんいるので。逆に抱え込んでしまって、言い方が、当然誤解があってはいけないのですが、抱え込んでしまってもっと早く治療しないといけない子が死んじゃったのでは、非常に良くないのです。ですから、心理士と今度公認心理師といますが、心理士と精神科医と、心療内科はちょっとまた厳密にいうと精神科医とは違いますので、精神科医との連携をと。困った時には、すぐ精神科に相談することと抱え込まない。こういうことが非常に大事で、カウンセラーが言ったので、それでOKというのではない。そこをきちんと対応と、必要に応じて精神科医に相談できるような体制をぜひ整えていただきたいと思っておりますし、くどいようですが、連絡協議会で三重県では、これ医師が入っていない、文科省の基本方針の15ページに、ここに

は弁護士、医師、心理や福祉の専門、弁護士の次に医師が書いてあります。あるいは精神科医というと確実ですが、きちっとお願いしたい。

(尾高委員)

あと、他にございますか。よろしいですか。ありがとうございます。最後は何か、今日のご説明がありました協議事項以外のところで、何かいじめ問題に関してご意見もおありの方がいらっしゃれば、時間もあまりありませんけど、おしゃっていただければと思います。ないですか。よろしいでしょうか。事務局の方も他に何かございますか。

(事務局)

いろんな貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。本当に私たちが、気づかないような視点でご意見をいただいたと思っています。一つだけ補足の説明をさせていただきたいんですが、発達障がいに係る子ども達の対応というお願いが、一つ出たと思うのですが、そのあたりは、国の方も方針の改定の時に記載をしまして、国の記載と同様に、県の記載、方針の方も少し内容を盛り込んでいまして、それは資料6の13ページの28行目に、これは国の方針をそのまま引用しているのですが、発達障がいを含む障がいのある児童生徒に係るいじめについては、教職員が、個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画であるとか、個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要であるというふうなことで、国の方針の改定で出てきていますので、このことも非常に大事であるというふうに思い、あえてこういったところに記載をすることで、ご理解いただければと思います。以上です。

(尾高委員)

ありがとうございます。もういいとは思いますが、この意見提出用紙の意見というのは、これは志村先生からのご意見ですが、この点は特に何も検討はしていないですが、1、2、3、4点、志村先生がご意見を出されているようですが、何か先生方、齋藤先生、何かこれに関していかがですか。

(齋藤委員)

性同一性障害の表現については、このあたり、関連情勢に関してですね、表現の仕方ですね。

(尾高委員)

途中ですみません。私の意見としては、この時点で診断マニュアルのように、そこまでしなくても、必要ないかなというふうに思います。学校側だけでなく、市町教育委員会のサイドにもいじめの認知向上を図る研修を盛り込めればいいという話しもそういう意見もあります。いじめ被害の心身の心に対するインパクトが少し強い方がいいです、と。例えば説明いただかないとちょっとわかりにくい意見だなと思いますが、一つの意見ということですね。調査についての話しは、どうなんですか。被害者に寄り添うという視点は大事ですが、今起きていることを、いじめが起きているという前提で調査をする、少し何か明確に表現しないでもないですね。先生方、意見があれば。特に。世古口先生。

(世古口委員)

市町教育委員会、私も教育委員会にいたのですが、やはりけっこう担当者が替わられるので、啓発ということは大事にされた方がいいと思います。現場の職員の先生方にも大事とはわかるのですが、ちょっと離れたところにいる方々にも研修の機会というのは大事であると思っています。先生方は当然なのですが。

(齋藤委員)

少し離れるかも知れませんが、ちょっと教えて欲しいのですが、4の(1)の、啓発は先程も言いましたが、非常に大事だとお伝えしてもらったのですが、防止強化月間、これに対して具体的にはどんなことですか。

(事務局)

この11月は強化月間として、県民の皆さんにいじめの問題についての理解を深めていただく機会として、総合文化センターでいじめ防止フォーラムというのを、どなたでも参加できるようなフォーラムを一つしております。それから、学校の方では、当然強化月間にあわせて子ども達が主体的に取り組めるような活動を、いじめ防止に向けての活動ということでお願いをしまして、生徒会・児童会を中心に、たとえばピンクシャツ運動というのを県が推進していますので、各学校の実態に応じて、子ども達がいじめ防止に向けた具体的な行動を外に向かってアピールしてもらおうところもあるし、学校内でアピールしていくところもありますが、そのような動きや、一般的ないじめ防止に向けた授業を中心とした取組をしている学校もあります。あと、先程申し上げたように、ピンクシャツ運動というのを県が推進していますので、冒頭の教育長の挨拶の中にもありましたけど、いじめ防止応援サポーターという方が、事業所・団体の皆さんに

80いくつもあるわけですが、そういった方が、それぞれの特性に応じて、主体的にいじめ防止に向けて何かイベントでいじめ防止の訴えをしていくとか、いろいろなことをやったりとか、このようなことを取り組んでいただいているところでは。

(齋藤委員)

よく、自殺なども、各事業者でも工夫している、そういう話しをよく聞くのですが、統計学的というか、実際に一番よく効くというか、一番よく効果があることを僕はやるべきだと思うのです。やっています、それで終わりです、ではダメなのです。そういう一番パフォーマンスの高いものをやるべきだと思うのです。それに対しての検証というか、こういうことを県レベルで推進、推奨をちょっとご検討いただいたらどうでしょうか。やっぱりこうだというやり方があるのですが、ちょっと話しがそれますが、選挙でもやり方が多分あるのと同じようにです。一番効率のいい広報の仕方が絶対あると思うので、また、検討をお願いします。

(尾高委員)

ありがとうございます。もう、お時間も押してまいりましたので、本日の協議は、ここで終了させていただこうと思います。他に、特に何もなくてよろしかったですか。では、ありがとうございます。それでは、マイクを事務局の方にお返しさせていただきたいと思います。

(司会)

本日は、大変貴重なご意見をたくさん頂戴いたしまして、本当にありがとうございました。いただきましたご意見を踏まえまして、三重県いじめ防止基本方針の改定を進めてまいりたいと思います。今後の予定につきまして事務局からご説明をさせていただきます。

(事務局)

資料5のところでご説明しましたが、一月末の改定を目指して進めていきたいというふうに思っています。そして、一応今日いただいたご意見や今後いただくようなご意見も含めて、修正を踏まえて、委員の皆さんには、また資料をお送りさせていただいて確認をいただくということですが、基本的には会長の方に一任をいただけたら、ありがたいと思っております、特に大きな問題がなければ、会長の方にご一任をいただけたらありがたいと思っております。今日、机の上にいじめ防止に関する取組に係るポスター、ステッカーを置かせていただきましたので、これは適宜ご活用いただければというふうに思っています。こういっ

たものを使って啓発もしてきているというようなことで、参考の資料とさせていただきます。ありがとうございます。

(司会)

それでは、これもちまして三重県いじめ対策審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。